

## タイトル 廃棄物の種類について

平素よりお世話になっております。株式会社リサイクルクリーン市川です。  
今回は廃棄物管理についてになります。

産業廃棄物を含む廃棄物の管理には、法律によって細かく定められています。排出された廃棄物の区分や種類を間違えて処理を行うと法令違反になってしまう場合があるなど、細心の注意を払って対応しなければなりません。

産業廃棄物と一般廃棄物の違い廃棄物処理法では、産業廃棄物とは、事業活動によって生じた廃棄物のうち、以下に挙げた特定の 20 種類のことを指します。

〈あらゆる事業活動にともなうもの〉

燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

〈排出業者が限定されるもの〉

紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物系残さ、動物のふん尿、動物の死体  
〈上記に該当しないもの〉

コンクリート固形化物など、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

産業廃棄物のうち、爆発性や毒性があり人々の生活に危険を及ぼすものは「特別管理産業廃棄物」と呼ばれます。取扱いには特に注意が必要です。

産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物とすると定義されています。排出された状況と、排出された廃棄物の種類によって、産業廃棄物か一般廃棄物かが区別されます。

一般廃棄物は、事業活動によって生じる「事業系一般廃棄物」、一般家庭の日常生活から生じる「家庭系一般廃棄物」、爆発性や毒性を持った「特別管理一般廃棄物」の 3 つに細分化されます。

弊社では産業廃棄物、一般廃棄物ともに許可を所有しています。見積書の作成から回収まで迅速に対応します。廃棄物でお困りになりましたら一度ご連絡をお願いいたします。